

5 地域の茶の間（いきいきサロン）事業

概ね自治会・町内会を範囲とした定期的な交流の場をつくるための助成事業です。
助成対象となる事業内容は3タイプあります。

月1回開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。
月2回以上開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に2回以上設ける。3年以内に週1回の事業へ移行する見込みがある。
小規模サロンタイプ	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。 ※参加者10人未満でも可

月1回開催

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 10人以上の参加があること。

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります。）
- ② 助成額の上限 — ひと月2,500円まで
◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。
◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。

月2回以上開催

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月2回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
 - ◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 10人以上の参加があること。
- ④ 3年以内に週1回以上の事業（地域の茶の間支援事業）への移行が見込まれること。（計画書の提出が必要）

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります）
- ② 助成額の上限 — ひと月5,000円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。

※週1回以上開催の地域の茶の間には「地域の茶の間支援事業」（ひと月20,000円まで）
があります。別途条件がございますのでご相談ください。
「地域の茶の間支援事業」についての窓口は
新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課（226-1281）になります。

小規模サロントイプ

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 事業例

おしゃべり、体操、レクリエーションなど

(3) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可(お盆、年末年始、年度末等)
- ② ボランティア行事用保険に加入すること。
 - ◆参加者及び主催者全員が対象となります。
- ③ 参加者が概ね5人以上であること。

(4) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。(一部助成対象外のものがあります。)
- ② 助成額の上限 — ひと月1,500円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は18,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×1,500円が助成額上限となります。